

資料番号

1

令和8年2月16日  
課名 警察本部総務部総務課  
担当者 課長 結城  
内線 2110

## 令和8年広島県議会2月定例会

### 提案見込事項

令和8年2月16日

警察本部

## 1 令和8年度 当初予算（案）

### (1) 予算額

(単位：千円)

区分	令和7年度(A)	構成比	令和8年度(B)	構成比	比較(B)-(A)	
					%	
警察費	68,224,955	100.0	71,195,220	100.0	2,970,265	4.4
警察管理費	62,591,294	91.7	65,325,360	91.8	2,734,066	4.4
警察活動費	5,633,661	8.3	5,869,860	8.2	236,199	4.2

### (2) 主要事業

(単位：千円)

主要事業の内容	金額
<b>ア 交通安全施設整備費</b> <input type="radio"/> 信号機新設・改良等 <input type="radio"/> 信号灯器のLED化の推進 <input type="radio"/> 道路標識及び標示の設置等	3,302,810
<b>イ 交番・駐在所整備事業</b> <input type="radio"/> 広島中央署 本通交番の代替施設借受 <input type="radio"/> 建替：1施設 海田署 海田市駅前交番 <input type="radio"/> 設計施工一括発注（デザインビルド）方式による建替：5施設 江田島署 三高駐在所、福山東署 蔵王交番、呉署 本通六丁目交番、 竹原署 吉名駐在所、三原署 下徳良駐在所	208,041
<b>ウ 警察本部別館基町庁舎（仮称）建替等整備事業</b> <input type="radio"/> 新庁舎の整備（建築設計） <input type="radio"/> 別館基町庁舎（北館・南館）の解体工事等 <input type="radio"/> 仮移転関係経費（民間ビルの賃貸借費等）	564,042
	<u>計 4,074,893</u>

## 2 広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例（案）について

### （1）改正の要旨

広島県警察職員定員条例第三条第二項「前項第五号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が前条に規定する定員を超えることとなるときは、復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を同条に規定する定員の外に置くことができる。」を新設するもの。

※前項第五号に掲げる職員とは、育児休業をしている職員

改正後	改正前
<p>(定員外の職員)</p> <p>第三条 次に掲げる職員は、予算の範囲内において前条に規定する定員の外に置くことができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員</p> <p>六～十一 (略)</p> <p><u>2 前項第五号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が前条に規定する定員を超えることとなるときは、復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を同条に規定する定員の外に置くことができる。</u></p>	<p>(定員外の職員)</p> <p>第三条 次に掲げる職員は、予算の範囲内において前条に規定する定員の外に置くことができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員</p> <p>六～十一 (略)</p>

### （2）改正の目的

定員と実員の乖離を是正し、育休から復帰した者が働きやすい職場環境づくり及び治安維持体制を確保するため。

### （3）改正に伴う効果

- ア 復帰後1年間を定員外としていることで、復帰時に定員超過とならないため、採用抑制を行うことなく、条例定員近くまで新規採用者を拡大することが可能となり、実員の増加が見込まれる。
- イ 復帰した職員を補完する人員が確保されることで、育休から復帰した者が働きやすい職場環境が形成され、将来の幹部登用拡大を見据えた女性職員のキャリア形成が可能となるほか、治安維持体制の確保が可能となる。

### （4）施行日

令和8年4月1日から施行する。

### 3 損害賠償の額を定めることについて

#### (1) 趣旨

行幸啓に伴う警衛において、民間マンション屋上防水層に損傷を与えたことによる損害賠償の額を定めるもの。

#### (2) 事案概要

ア 発生日時

令和7年6月19日頃

イ 発生場所

広島市中区土橋町1番1号 アーバンビュー平和公園屋上

ウ 相手方

広島市中区土橋町1番1号 アーバンビュー平和公園管理組合

エ 発生状況

令和7年6月19日、行幸啓に伴う警衛において、高所から平和記念公園内等の警戒を行う警戒班として、前記発生場所に配置した当方職員が、折り畳み椅子等に座り警戒に従事したところ、当該椅子等の脚部にかかる圧力により、屋上床面の防水層に損傷を与えた上、階下の居室に漏水の損害を与えたもの。

#### (3) 損害賠償額

9,079,714円

相手方から提出された見積書や当方が選定した業者による現地調査結果等を基に顧問弁護士と協議した上で、相手方と具体的な交渉を行い、内諾を得たもの。

#### (4) 根拠規定

ア 地方自治法第96条第1項第13号

議決事件～損害賠償の額を定めること

イ 国家賠償法第1条第1項

公務中の公務員の故意又は過失ある職務行為により、他人に損害を与えた場合の賠償責任